

ID: 1722

担当部署: 教育委員会 児童センター

処分の概要	放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の8の3第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第34条の8の3第3項の規定による。 第34条の8の3 3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日